

評議員に関する細則

1. これは大正大学社会福祉学会会則第9条④評議員に関する事項を定める。
2. 評議員は正会員・教職会員・学生会員・院生会員の代表者により評議員会を構成する。
 - ①正会員選出者は、社会福祉学研究室室友会室長、大学院学年幹事経験者、又は評議員の推薦を受けたもの
 - ②教職会員選出者は、教職会員の互選により選ばれた者
 - ③学生会員選出者は、社会福祉学研究室室友会室長、及び室長を経験した4年生
 - ④院生会員選出者は、大学院学年幹事

附 則 この細則は平成17年2月12日から施行する。